

令和 5 年（2023 年）5 月 8 日以降の豊中市立学校における学校教育活動について

日頃は本市学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

5 月 8 日以降の本市の学校教育活動について下記の通りとしますのでお知らせいたします。

記

## 1. 学校教育活動の基本的な考え方について

- (1) 状況に応じた感染症対策を講じながら、通常形態の学校教育活動を継続することとします。
- (2) 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、以下の点について留意いたします。
  - ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することを推奨します。
  - ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着用を強いることのないようにします。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染が確認された児童生徒（以下、陽性者という）の出席停止の期間は学校保健安全法施行令規則第十九条に基づき、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」とします。出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。この際、児童生徒の間で感染の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- (4) 濃厚接触者としての特定は行われなくなることを踏まえ、同居家族が陽性者となったり陽性者と感染症対策を行わずに飲食を共にした場合であっても、児童生徒に体調不良がなければ登校を控えていただく必要はありません。
- (5) 学級等の在籍児童・生徒数の概ね 15%以上の人数の陽性者が確認され、当該学級等に多数の体調不良による欠席者も確認される場合などについては、数日程度（土日祝を含む。）の学級等臨時休業の実施を検討します。

## 2. 学校教育活動における主な対応について

学校教育活動（教科活動、学校行事、宿泊学習、給食、清掃、部活動等）については、通常どおり実施します。健康観察や換気の確保、手洗い指導等の基本的な感染症対策は引き続き講じてまいります。（毎日の体温チェック・提出等は不要です。）

学校等において感染が流行している場合などには、場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じ、教育活動を継続します。

### **3. やむを得ず登校できない児童生徒等に対する学習指導について**

学級等臨時休業の学級に在籍する児童生徒等、一定期間登校できない児童生徒の学力保障について、タブレット端末も活用して丁寧に取り組みます。なお、感染症罹患による出席停止の期間中は、療養に専念していただきますようお願いいたします。

### **4. 家庭における感染症対策の依頼について**

児童生徒本人に発熱等の普段と異なる症状がみられる場合には無理をせずに自宅で休養することが重要です。ご家庭においては、引き続き、児童生徒の健康観察をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることをもって登校を一律に控えていただく必要はありません。

### **5. 放課後子どもクラブについて**

感染状況に応じた感染症対策を講じたうえで運営を行います。発熱等の普段と異なる症状がみられる場合には登室を控えていただくなどご協力をお願いします。